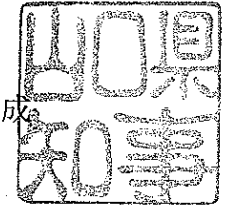




環境政策第2024号
平成16年(2004年)1月21日

経済産業大臣
中川 昭一 様

山口県知事
二 井 関 成



東ソー株式会社の発電設備設置に係る環境影響評価方法書
に関する意見について

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定による意見は下記のとおりです。

なお、電気事業法第46条の8の規定に基づき事業者に対し、環境影響評価項目等について勧告するに当たっては、環境の保全についての当該意見の内容が十分勘案されますようよろしくご配慮ください。

また、本事業は二酸化炭素排出量が多く地球温暖化等に与える影響が極めて大きいことを十分認識した上で、可能な限り排出削減対策を講じ環境の保全を図ることについて、当該事業者に対し、適切に指導していただきますようお願いいたします。

記

1 事業の内容

- (1) 高品質で、窒素分や重金属等の含有量の少ない石炭を使用するとともに、ばい煙除去技術の進歩の動向を注視し、最新鋭の除去装置を導入する等により、窒素酸化物等の排出濃度を最大限抑制するよう所要の対策を講じること。
- (2) 二酸化炭素排出量を削減するため、二酸化炭素除去技術の進歩の動向を注視し、最新鋭の技術を導入するとともに、事業所全体（電気等を供給する関連事業所を含む）においても、新エネルギーの導入等による二酸化炭素排出削減（二酸化炭素の吸収を含む）について、最大限の対策を講じること。

2 環境影響評価の項目

- (1) 使用する石炭の性状（重金属等）を十分把握した上で、ばいじん、排ガス洗浄水、焼却灰等における有害物質等の挙動を調査し、その環境への影響の程度によっては、環境影響評価項目に追加すること。
- (2) 温排水に係る海域への影響（溶存酸素）について調査し、その環境への影響の程度によっては、環境影響評価項目に追加すること。

3 調査、予測及び評価の方法

- (1) 事業実施区域の地形や気象の状況等について調査し、その結果、ダウンウォッシュ等の発生による環境への影響が増大するおそれがある場合は、ダウンウォッシュ等の特定の気象条件に配慮した予測の手法を選定すること。

- (2) 事業実施区域周辺の大気汚染常時監視測定局における大気汚染物質の濃度が高濃度になっているようなデータが存在する場合には、その時の気象条件等を考慮した短期予測の手法を選定すること。
- (3) 本計画事業及び事業所内の既設発電設備等によりもたらされる地域の将来における大気質の状況を勘案し、調査地点を追加して広範囲な調査を行うとともに、総合的な予測・評価の手法を選定すること。
- (4) ボイラー起動時等に使用する重油の成分（硫黄分、重金属等）を十分把握するとともに、重油使用時の排出諸元を用いた予測・評価を行うこと。
- (5) 工事用資材等の搬出入及び供用時の資材等の搬出入に係る騒音、振動による環境への影響については、発電所関連自動車の運行が予定される路線の状況によっては、住居地等にも及ぶことも予想されることから、発電所関連自動車の運行計画を検討した上で、適切な調査、予測地点を設定すること。
- (6) 冷却水の取水や放水による底生生物や卵・稚仔等への影響が予想されることから、事業実施区域の前面海域である仙島や黒髪島における調査地点の追加等を検討すること。